

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン(検討のまとめ) 概要

文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議



I はじめに

- これまで業務内容や報酬等が十分に明示されずに、芸術家等が不利な条件の下で業務に従事せざるを得ない状況や、コロナ禍において契約書等がないために報酬額や活動機会の減少を証明できず、国の支援を受ける上で大きな支障も生じている
- 改善の方向性、契約書のひな型及び解説、実効性確保のための方策等を示すことにより、文化芸術分野における適正な契約関係の構築、ひいてはプロフェッショナルの確立を目指し、安心・安全な環境での持続可能な文化芸術活動の実現を図ることを目的とする
- 文化芸術基本法第16条の芸術家等のうち、個人で活動する芸術家等が一方当事者となって、事業者や文化芸術団体等から依頼を受けて行う文化芸術に関する業務の契約関係を対象

II 文化芸術分野における契約上の課題

- 関係者間の信頼関係や従来の慣習等により、口頭による契約が多い
- 分野、職種、案件により、業務内容や契約期間が異なるなど契約が多様であり、契約書作成に係る事務負担が大さい
- 業務内容が創作過程で変わることもあるため、契約時に業務内容や業務量を正確に見積もることが困難
- 契約書があっても一方的な内容であれば、芸術家等が不利益を被ったり、トラブルに発展したりする 等

III 課題を踏まえた改善の方向性

契約内容明確化のための契約の書面化

- 契約の書面化の推進のため、各分野や業界等の実情に応じた推進方法が求められる
- 書面の形は契約書以外にも様々であるが、メール等を含め記録に残すことが重要

取引の適正化の促進

- 報酬や取引条件について、芸術家等が協議・交渉しやすい環境を整備していくことが必要
- 専門性や提供する役務に見合った報酬とするなど、取引の適正化を促進していく必要

IV 取引の適正化の促進等の観点から契約において明確にすべき事項等

(1) 業務内容

- 具体的な業務や期間等を可能な限り明確に、できない場合は理由や予定期日を記載

(2) 報酬等

- 業務内容や専門性等に応じた適正な金額となるよう双方で十分に協議、諸経費も明確に

(3) 不可抗力による中止・延期

- 契約段階において十分に協議、事後的に協議する場合は業務の履行割合等を勘案し決定

(4) 安全・衛生

- 発注者は受注者の安全に配慮、事故・ハラスメント防止のため責任体制を確立

(5) 権利

- 許諾の場合の利用範囲や譲渡の範囲など取扱いを明確に、対価の決定時に十分考慮

(6) 内容変更

- 変更内容も書面により明確に、変更による負担の増減等を勘案して報酬等に反映

- 基本的な項目のほか、広告宣伝、クレジット（氏名表示）、損害賠償責任、暴力団排除、契約終了後、秘密保持等、中途解約、紛争解決に関する条項や、所属事務所等が発注者と契約する場合の留意点を整理
- スタッフの制作や技術等に関する業務委託契約、実演家の出演に関する業務委託契約を対象として、契約書のひな型例及び解説を作成
- 分野共通的な項目や取引の適正化の観点から基本的な項目に絞って提示しており、柔軟に工夫し活用されることを期待

V 適正な契約関係の構築に向けた実効性確保のための方策

- 官民一体となって、中長期的に継続して取り組む必要
- 行政には、研修会の実施や相談窓口の設置をはじめとする継続的な取組や支援を行うこと、また既存の各種法令に違反する事実が認められる場合は各行政機関において適切に対応されることを期待
- 当事者となる事業者等及び業界団体には、ルール作りや環境整備に努めること、芸術家等においては知識を深め、協議等の努力を行うことを期待